

平成25年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成25年11月27日

西多摩衛生組合議会

平成25年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成25年11月27日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

| | | | |
|-------|-------|------|---------|
| 管 理 者 | 並木 心 | 副管理者 | 竹内 俊夫 |
| 副管理者 | 加藤 育男 | 副管理者 | 石塚 幸右衛門 |

| | |
|-------|-------|
| 会計管理者 | 小林 健朗 |
| 監査委員 | 田村 桂一 |

出席議員

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 1 番 原 成兆 | 2 番 下野 義子 | 3 番 森 亘 |
| 4 番 榎澤 誠 | 5 番 鴻井 伸二 | 6 番 荒井 紀善 |
| 7 番 小宮 國暉 | 8 番 水野 義裕 | 9 番 濱中 俊男 |
| 10 番 大野 聰 | 11 番 町田 成司 | 12 番 柳川 英司 |

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 加藤 秀樹 | 参 事 | 島田 善道 |
| 総 務 課 長 | 鈴木 啓治 | 業 務 課 長 | 松澤 昭治 |
| 施 設 課 長 | 石川 良仁 | | |

構成市町職員

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 青梅市環境経済部長 | 水村 和朗 | 羽村市産業環境部長 | 竹田 佳弘 |
| 福生市生活環境部長 | 野島 保代 | 瑞穂町住民部長 | 田辺 健 |

平成 25 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成 25 年 11 月 27 日 (水)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1 号

平成 24 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 6 号

西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 7 号

平成 25 年度西多摩衛生組合補正予算 (第 1 号)

日程第 6 議案第 8 号

平成 25 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第 7 議案第 9 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第 8 議案第 10 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第 9 議案第 11 号

東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 10 議員派遣について

午後 1 時 30 分 開会

議長（大野 聡） 本日は平成 25 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げますところ、公私ともにお忙しい中、特に 4 定の前という中、全員のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員定数 12 名で、きょうは出席議員全員ということで、12 名のご出席いただいておりますので、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成 25 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

管理者（並木 心） それでは、議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成 25 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げますところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の組合事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成 25 年 10 月末現在で、約 3 万 8,400 トンの可燃ごみが搬入されております。

これは、前年度同期までの構成市町のごみ搬入量と比較いたしますと、約 100 トン、0.3%の微減となっており、平成 25 年度末では、当初の計画どおり、6 万 3,100 トン程度の可燃ごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

なお、昨年、平成 24 年度におきましては、東日本大震災の発生に伴う災害廃棄物の広域処理を行うため、東京都市長会・町村長会並びに構成市町の意思決定のもと、東京都が策定いたしました災害廃棄物受入処理事業スキームに参加し、宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れを実施したことから、広域支援分を含めた前年度同時期までのごみ搬入量比較では、約 700 トン、1.8%ほどの減量となっております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成 25 年 10 月末現在で、約 7 万 3,500 人となっており、1 日平均で申し上げますと、413 人の方々にご利用をいただいております。

これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約 750 人、1%増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、ご要望等を取り入れながら、地域への還元施設として、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、先日、事務局から取り急ぎお知らせをさせていただきましたとおり、平成 25 年 11 月 15 日付けをもちまして、小金井市より、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第 22 条に基づく、正式な可燃ごみ処理支援の依頼がありました。

この小金井市からの広域支援要請につきましては、同日に開催いたしました西多摩衛生組合正副管理者会議におきまして、構成市町及び羽村・瑞穂両地元協議会の広域支援に対する意見集約の内容、環境センターの技術的措置対応等を総合的に協議いたしました結果、広域支援協定の趣旨、相互扶助の精神を尊重し、支援依頼を受託していくことを機関決定いたしました。

ただし、ごみ搬入の開始時期につきましては、日野市・国分寺市・小金井市の共同処理事業において、

施設整備に係る計画支援事業の手続きが開始されたことを見極めてから開始したいと考えております。

広域支援の詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会で、ご報告をさせていただきます。

さて、今次定例会では、決算認定案件1件、条例改正案1件、補正予算案1件、分賦金の変更案1件、協議依頼による規約変更案3件、合わせて7件の議案をご提案申し上げさせていただきます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大野 聡） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入りたいと思います。

本日の議事日程につきましては、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 森 亘 議員

4番 榎澤 誠 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告をいたさせます。加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） それでは、諸報告をさせていただきます。

まず初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成25年11月20日付け、西衛発第616号をもちまして、管理者より議長あてに、平成25年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程の順序により進めることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第5、議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第6、議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件のほか、日程第7、議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、日程第9、議案第11号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件につきましては、関連がございますので、それぞれ一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告をいたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期につきましては、11月27日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、会期につきましては、本日1日限りと決定をいたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第3、認定第1号、平成24年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) ただいま議題となりました認定第1号、平成24年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成24年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約6万3,520トンで、平成23年度と比較いたしますと1.2%、約750トンの減量となっております。

一方、東日本大震災の発生に伴う、宮城県女川町の災害廃棄物の受入量につきましては、約1,430トンとなっており、この結果、構成市町分と災害廃棄物広域支援分を合わせましたごみ搬入総量では、6万4,950トン、前年度比較1.1%の増となっております。

7月の臨時会におきましても、申し上げましたとおり、西多摩衛生組合といたしましては、微力ながら被災地における復興の一助に貢献できたものと考えております。

次に、環境センターの施設維持整備事業であります。平成24年度におきましても、22年度から開始した工事縮小化計画に基づき、基礎的工事を見直し、これまでの施設維持水準を保ちながら、経常的経費の節減に努めたところであります。

また、震災以降実施しております、夏季の節電対策につきましても、施設の運転管理や電力会社との契約方法等を見直し、引き続き、電気購入量の削減を果たしております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成24年度の浴場施設利用者数につきましては、約13万4,700人の方々にご利用をいただきました。

前年度と比較いたしますと、約2,900人、2.2%の増加となっており、地域の皆さまの憩いの場として、幅広い年齢層の方々にご利用をいただいております。

このような状況を踏まえまして、決算の内容であります。歳入におきましては、収入済額の19億3,613万6,843円で、このうちの約89%が構成市町からの分賦金収入となっております。

歳出の支出済額といたしましては、18億2,717万7,406円で、予算に対する執行率は約95%となっております。

歳入から歳出を差し引いた後の残額1億895万9,437円は、翌年度への繰越しとなっております。

以上が、決算の概要であります。平成24年度に計画いたしました事務事業につきましては、ほぼ所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(大野 聡) 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、認定第1号、平成24年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から第5款国庫支出金までの構成となっております。予算現額19億1,600万円に対しまして調定額、収入済額ともに19億3,613万6,843円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額19億1,600万円に対しまして支出済額18億2,717万7,406円、不用額は8,882万2,594円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減、及び工事請負費において、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明申し上げます。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額17億2,059万5,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の88.87%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては備考欄のとおりで、割合で見ますと、青梅市が47.21%、福生市20.26%、羽村市19.12%、瑞穂町13.41%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,845万2,247円で、歳入総額の3.02%となっております。

主なものといたしましては、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の5,085万2,680円、多目的施設使用料172万7,650円、余熱利用施設行政財産使用料487万4,388円でございます。

続きまして、第3款繰越金でございますが、収入済額は1億1,455万9,885円で、これは平成23年度からの繰越金で、歳入総額の5.92%となっております。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款諸収入につきましては、収入済額4,126万3,411円で、歳入総額の2.13%となっております。

内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額20万7,845円でございます。

第2項1目弁償金は、71万1,800円で、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償1件分、2,000円と、東日本大震災により発生いたしました原子力発電所の事故に由来する放射性物質の検査費用等に要した平成23年度分の経費の一部につきまして、東京電力株式会社からの廃棄物処理事業に係る

損害賠償金 70 万 9,800 円でございます。

続きまして、第 2 項 2 目雑入は収入済額 4,034 万 3,766 円で、主なものはフレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 294 万 701 円と、宮城県女川町の災害廃棄物受け入れに伴う災害廃棄物処理委託受託金 3,568 万 3,000 円でございます。

次に、第 5 款国庫支出金につきましては、収入済額 126 万 6,300 円で、歳入総額の 0.06%となっております。これは、平成 24 年 1 月に施行されました放射性物質汚染対処特措法により義務付けられました原子力発電所の事故に由来する放射性物質の測定に対し、生じた経費の一部につきまして、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金として、環境省からの収入によるものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 19 億 1,600 万円に対しまして、調定額、収入済額ともに 19 億 3,613 万 6,843 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。第 1 款議会費でございます。第 1 款議会費につきましては、第 1 項 1 目組合議会費におきまして、支出済額 121 万 6,520 円、予算現額に対しまして執行率 81.92%、不用額は 26 万 8,480 円でございます。

主なものとしたしましては、1 節報酬の 101 万円でございます。

次に、第 2 款事務所費でございます。第 2 款事務所費につきましては、第 1 項 1 目一般管理費におきまして、支出済額 1 億 5,405 万 7,095 円、予算現額に対しまして執行率 97.16%、不用額は 449 万 1,905 円でございます。主なものとしたしましては、2 節から 4 節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

2 節給料は、支出済額 3,609 万 5,306 円で、特別職 4 名及び一般職職員 8 名分の給料でございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

3 節職員手当等でございます。支出済額は 3,586 万 3,594 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4 節共済費は、支出済額 1,211 万 8,094 円で、主なものは職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

11 節需用費でございます。支出済額は 556 万 3,388 円で、主なものは、事務用品等を購入した消耗品費 145 万 8,864 円と、例規集や広報用資料の印刷製本費 381 万 15 円でございます。

次に、13 節委託料でございますが、13 節委託料は支出済額 475 万 1,080 円で、主なものは環境センターの床ワックス掛けや、ガラス清掃を委託いたしました庁舎清掃委託料 89 万 5,125 円と、職員健康診断委託料 81 万 5,010 円でございます。

続きまして、14 節使用料及び賃借料でございますが、支出済額は 666 万 1,387 円で、主なものとしたしましては、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 303 万 3,114 円と、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料 124 万 2,832 円、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 114 万 7,860 円でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

19 節負担金・補助及び交付金でございますが、支出済額は 5,000 万 9,000 円で、主なものとしたしましては、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 130 万円でございます。

周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ組合周辺の環境対策費としての支出でござ

いまして、地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

次に、第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額9億5,032万9,183円、予算現額に対しまして、執行率92.30%、不用額は7,925万817円でございます。主なものといたしましては、11節の需用費と13節委託料、15節工事請負費でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

11節の需用費でございますが、11節需用費は、支出済額2億749万3,254円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費8,108万7,377円と、施設稼働に要する光熱水費1億997万6,729円でございます。需用費の主な不用額は、公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

次に、13節委託料でございますが、13節委託料は、支出済額2億4,123万910円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料1億2,600万円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,347万1,500円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料1,673万4,614円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料1,155万円、恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。法令等により実施義務のある電気設備点検委託料1,024万2,750円が主なものでございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

15節工事請負費でございます。15節工事請負費は支出済額3億2,039万8,050円で、主なものは、毎年実施しております施設維持整備工事2億7,913万7,250円でございます。工事請負費の不用額は、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

次に、第4款余熱利用施設事業費でございます。第4款余熱利用施設事業費につきましては、第1項1目施設運営費におきまして、支出済額1億4,435万8,931円、予算現額に対しまして、執行率98.16%、不用額は269万5,069円でございます。主なものといたしましては、11節の需用費と13節委託料でございます。

恐れ入ります。28、29ページをお開き願います。

11節の需用費でございますが、11節需用費は、支出済額5,136万45円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費3,637万9,146円でございます。

次に、13節委託料でございます。13節委託料は、支出済額7,716万5,094円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料6,127万7,370円と、空調設備や、ポンプ・ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料790万1,250円でございます。

恐れ入ります。30、31ページをお開き願います。

続きまして、14節使用料及び賃借料は、支出済額277万3,635円で、主なものは、サウナマット賃借料259万8,120円でございます。

恐れ入ります。32、33ページをお開き願います。

第5款公債費でございます。第5款公債費につきましては、支出済額5億7,721万5,677円、予算現額に対しまして、執行率99.99%、不用額は4,323円でございます。

第1項1目元金は、支出済額5億5,908万5,220円で、主なものといたしましては、平成9年度に借入

れを行いましたごみ処理施設整備事業費 4 億 7,294 万 583 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、支出済額 1,813 万 457 円でございます。元金と同様、ごみ処理施設整備事業費 704 万 21 円が主なものとなっております。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 19 億 1,600 万円に対しまして、支出済額 18 億 2,717 万 7,406 円、不用額は 8,882 万 2,594 円、執行率 95.36%でございます。

恐れ入ります。35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 19 億 3,613 万 6,000 円、歳出総額 18 億 2,717 万 7,000 円、歳入歳出差引額 1 億 895 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 895 万 9,000 円でございます。

36、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。平成 24 年度につきましては、土地・建物ともに決算年度中における増減はございません。

続きまして、38 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

以上で、認定第 1 号、平成 24 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議 長（大野 聡） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

監査委員（田村桂一） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 24 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきましてご報告をいたします。

平成 24 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 25 年 9 月 24 日、午後 1 時 20 分から組合会議室におきまして、原監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました平成 24 年度決算書類等は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえての審査意見でございますが、平成 24 年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等の説明を求め、審査をした結果、限られた予算の中で着実に事務事業が遂行され、所期の目的を達成しているものと判断をいたしましたところであります。

特に、東日本大震災により発生した災害廃棄物については、東京都が実施する災害廃棄物受入処理事業に参加し、宮城県女川町の災害廃棄物を受け入れることが、構成市町において意思決定されたことから、住民説明会の開催、放射線量の測定、また焼却方法の確立等、大変苦慮されたものと思われま

しかしながら、これらの課題に対する積極的な取り組みによって、被災地のより早い復旧・復興に支援協力できたことは、地域住民の方々にも十分理解をいただけたものと評価いたしております。

また、前年度の決算審査からの検討事項でありました監査事務全般のさらなる改善につきましても、例月出納検査の充実を図ったことによる、監査の質的な向上へ向けた努力の跡を確認することができました。

最後になりますが、今後の組合運営につきましても、効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明・公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望いたしまして、決算審査意見書といたしました。

以上、平成 24 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

議長（大野 聡） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

ご意見のある方は挙手して、お願いしたいと思います。8 番水野議員。

8 番（水野義裕） じん芥処理費の中で、幾つか質問させてください。

まず、23 ページ、需用費、印刷製本費が去年と比べると半分ぐらいになのですが、この背景。まず、その印刷製本費 110 万円ぐらい減っているのですね。その背景。

それから、電気設備点検委託料等が 200 万円ぐらい少ないですよ。それから、構内緑地帯整備委託料は、300 万円強消えているとか。設備保全管理技術支援業務委託料、前年に比べて 500 万円ちょっとふえているとかっていう、この当たりの説明をちょっとしてください。あまり作業量が変わらないのではないかなと思うところがあるのですが、それがかなり動いているので、その辺をお願いします。

議長（大野 聡） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） ただいまのご質問の中から印刷製本費の件と、電気設備保守点検の委託料の説明をさせていただきます。

印刷製本費に関しましては、前年度は、一般廃棄物処理基本計画というのをつくってございます。24 年度は、その印刷製本費がなかったということで、減額となっております。

それと、電気設備保守点検委託でございますが、これは毎年毎年、消耗部品等の交換が出てまいります。前年はバッテリーの交換というような大きな交換がございましたので、そういった点で、年々、金額が違うということでございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 島田参事。

参事（島田善道） 私の方は引き続きまして、委託料の関係で、ちょっと、まず構内緑地帯整備委託ということで、こちらが大体 300 万円ぐらいふえてございます。これは、実は環境学習の一環として、ウッドミックス舗装というのをフレッシュランド西多摩の入り口のところで作成をしております。それから、新たにですね、フレッシュランド西多摩の大広間の前の敷地があいていたもので、そこへ花などを植えて、全体で 300 万円ほどふえたということでございます。

それから、同じく委託料の中の支援業務委託だと思うのですが、設備保全管理技術支援業務委託料、こちらにつきましては、平成 24 年度と比べまして、基幹的整備工事の基本設計のチェックとか、それから、3 炉あります施設の 3 年に 1 回行います設備機能検査委託、これらがふえたために、前年度より増額になっているということでございます。

以上です。

議長（大野 聡） 8 番水野議員。

8 番（水野義裕） 大変わかりました。要望なのですが、細目の説明が前年と並んでいるのが違うのですよ。いちいちあっちだこっちだひっくり返すのは、結構チェックするのに面倒なので、変えるなら変えるで理由があって、これ金額順かなと思ったのですが、金額順に並んでいるわけでもないの、できるだけ、順番を守ってもらえると、こっちも見るのに探さなくても済むので、その辺は配慮を願いたいなと思います。その辺は答弁はいりません。

それから、続けて別の件なのですが、この事務報告書で前年対比の数字が載っているところがあちこちあるのですが、特に施設の利用の当たりのところで、今後の見込みなのかの話も絡んでくるのでしょうか、2、3年のまとめた数字を、細かい数字は結構なのですが、年間の利用者数だとか、そういうようなところについては、やはり2、3年の経緯のデータを載せてもらえると、今後の予測につながると思うので、その当たりもできるだけこう、そんなに大きな細かいところまでやる必要ないのですが、全体で一覧表にまとめたときに、どのような伸びの状況になっているかということ判断するのに必要だと思うので、そのあたりはぜひ載せていただいて、あくまでも要望で。以上です。

議長（大野 聡） 今、水野議員から要望がありました。事務局の方で、検討できるものについてはお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

ほかにございませんか。3番森議員。

3 番（森 亘） それでは、ページは決算書、主に24ページ、25ページになろうかと思うのですが、事務報告書の58ページ、59ページの内容について、契約案件の話をつまみ合いたい。

まず、この58ページ、59ページを見ましたときに、当然、特別随意契約っていうのがあつたわけですが、それ以外に見積もり合わせ、相見積をしているところが何社かあつたようですね。その契約をしたということなのですが、そのときに伺いたいのが、まず、この3番、4番ですね、3者で、(3)(4)番、これが3者による相見積によって、この金額が出たということなのですが、まず、この件です、それから、同じように、今度9番、10番、これも、これ指名です、失礼いたしました。ごめんなさい。まず3番、4番、それでこれが見積もり合わせだったので、見積もり合わせによって、当初予算に対して、果たしてどれぐらいの、いわゆる額、その差額がどのぐらいになつたのかということ、まず伺いたいと思います。

それから、同じように15番、16番、これ飛灰搬出業務、それから残灰運搬、これも同じように見積もり合わせしておりますので、これも当初予算に対して、どうだつたのかということ伺いたい。

それから、同じ何ですか、この随意契約についても伺いたいのですが、幾つか随意契約していますが、その中でも、随意契約を19番、指名競争入札です、ごめんなさい、失礼いたしました。指名競争入札で19番、20番、指名競争しているのですが、その指名選定の3社というのは、どういう基準で指名に入っているのか。その点について確認いたします。

それから、次なのですが、決算書の方を見ると、エレベーター点検ということで、120万円ばかり計上されておりますが、それはこちらによって、3社による見積もり合わせということだったので、まず、これについては、独立系企業もその指名の中に入つていたのかどうか。それから、この決算書の中の自動ドア点検委託料ということあつたのですが、この中の委託契約のこの事務報告書に記載されていないのですが、この点について、どういった契約をしてこられたのか、この点についての説明を求めます。

以上です。

議長（大野 聡） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 12 分 再開

議長（大野 聡） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） ただいまの質問でございますけれども、指名選定の方で、構内緑地帯整備委託、これウッドミックスの舗装作業でございますが、これにつきましては、組合の指名参加登録業者のうち、道路、それから公園管理に登録がございまして、適正な履行を確保するため、西多摩衛生組合及び構成市町内の公共施設において、同種、または類似の契約実績を有する業者の中から 3 社を指名してございます。

次に、構内緑地帯整備委託、これ花壇整備の作業でございますけれども、こちらにつきましても、組合の指名参加登録業者のうち、道路、公園管理に登録があり、適正な履行を確保するため、西多摩衛生組合及び構成市町への公共施設において、同種または類似の契約実績を有する業者である 3 社を指名しているものでございます。

次に、委託の関係でございまして、まず、建築設備監視装置保守点検委託でございますが、こちらについては、契約金額が 568 万 5,750 円になってございまして、内容につきましては、環境センターの温度ですとか、湿度、それから燃焼防止用のダンパー等の管理を行っている建築設備監視用のシステム、コンピュータの保守点検業務でございまして、年度当初、4 月 1 日から契約をしなければ目的が達成されない業務であるということから、選定してございます。ただ今は、契約金額のお話をさせていただいたのですが、予算の差額の方は、当初金額と比較しまして 8 万 9,250 円、差が出てございます。

それから、次に、ボイラーのボイラー水分析等の委託でございますけれども、こちら契約金額が、299 万 1,240 円に対しまして、当初予算の比較で 1 万 6,410 円の差が出てございます。

続きまして、飛灰搬出運搬業務の委託でございますけれども、こちらについては単価契約でございまして、トン当たり 3,800 円ということございまして、決算額につきましては、1,673 万 4,614 円でございます。

また、残灰運搬委託でございますけれども、こちらも単価契約でございまして、トン当たりの金額が 2,850 円。決算金額につきましては、416 万 3,158 円でございます。ちょっとすみません。予算との差額を計算いたします。

先ほど申し上げました飛灰の搬出運搬業務委託の方は、19 万 386 円。それから、残灰の運搬委託の方が、これはちょっと金額大きいのですけれども、268 万 2,842 円でございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） エレベーター点検の件につきまして、答弁漏れがございました。申しわけございません。エレベーターにつきましては、基本的には P L 法の製造責任にかかわるような形で、最終的に 1 社を選定してございます。

以上です。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） ただいまのご質問、補足説明をさせていただきます。

まず、ご質問いただいた内容のうち、エレベーター点検委託におけます随意契約、3 社の見積もり合わせでありまして、この選定業者の中に市中業者が含まれているかというご質問いただいたのですけれども、このエレベーター点検委託につきましては、P L 法に基づく随意契約でございまして、契約業者につきま

しては、東芝エレベーターとなりますが、価格の妥当性を調査するために、同規模の施工実績のある3社を指名いたしまして、見積もり合わせをさせていただきました。

それともう1点、自動ドアが委託契約の中に入っていないというご質問なのですが、事務報告書につきましては、100万円以上の契約案件を記載させていただきましたので、この自動ドアにつきましては、事務報告書には記載されていません。

以上でございます。

議長（大野 聡） 3番森議員。

3番（森 亘） それでは、再質疑いたしますが、まず、それでは最初に公園関係の方から答弁がありました。そちらの方から伺いたいと思いますが、この要するに地元の業者、三つの中から選んだという取捨選択制なのだということなのでしょうけれども、これは確認いたしますが、地元の業者というのは、3社しかないのでしょうか。もし複数業者、もっとあって、そして3社というのをピックアップして選んでいくというのであるならば、それなりの根拠があるかと思うのですけれども、それについてを確認いたします。

それから、もう一つなのですけれども、見積もり合わせの件なのですけれども、これいろいろとガスなり、電気なり、いろいろな社会的な、いろいろな現象がありまして、上がったとかってというようなこともあったかと思うのですけれども、結果的にこれは当初予算、見込んでいた当初の想定よりも8万9,000幾らか安くなったのでしょうか、上がったのでしょうか。総合的には、普通は下がるっていうのが、大体妥当だと思うのです。それについて、まず上がったのが下がったのなかったのか、お伺いします。

それから、3点、確認なのですけれども、それが飛灰関係を初めとして、これからというよりも、全般的に伺いますが、結局、そういうふうに見積もり合わせによって、当初よりも上がったものがあつたら、むしろ逆に紹介していただきたい。

以上です。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、業者選定の基準でございますが、こちらにつきましては、設計金額をもとに業者の選定を決めてございます。1,000万円未満の事業費につきましては3社、1,000万円以上超えるものにつきましては5社、それ以上につきましては7社というような、履行可能な業者を登録業者から、その選定基準で選んでございます。

それと、2点目の質問でございますが、当初予算より上がりますと、当然、落札できませんので、全ての案件は当初予算よりも下がった金額での契約でございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 3番森議員。

3番（森 亘） すみません。では1点目だけ確認します。ということは指名の中で、その見積もった中で、この指名業者として選ばれた3社というのは、3社しかなかったということで、その中から選定したのでしょうか。これだけを確認させていただきたいと思います。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

ただいまの選定の基準でございますが、3社しかなかったのではございませんで、全ての登録業者のうちから、履行可能な業者を、その案件、案件に応じた業者を、全ての登録業者のうちから選ぶということ

でございます。

以上でございます。（「では、いいです。」と森議員の声あり）

議 長（大野 聡） ほかにございませんか。5番鴻井議員。

5 番（鴻井伸二） 事務報告書の63ページなのですが、ごみ処理の内容のところ、各市とも人口や何か毎年出てくるのですけれども、それから、その辺の要因のところ、構成市町のごみ減量の努力のことも書いてあるのですけれども、その63ページの下のところの表を見ますと、この年度、昨年度との家庭ごみと、それから事業系のごみの方、推移が書いてあります。要するに、市町村に、これからはちょっと読みきれないのですけれども、市町村によって、分別とか、紙を減らすとかのいろいろな努力、人口が減ることによって減るのはわかるのですけど、そういう努力によって、こう減ったりふえたりは、どこで読めるのですか。要するに、分別の仕方というのは、各市町で違っているということなのですかね。その結果、がんばっているところは減ってきているし、がんばってないところは減ってないのかな。何か、その辺がちょっとよく読めないのですけれども。

これだけ見ると、例えば、63ページの一番下のところでいくと、一人当たりの家庭系ごみが減っていること、ふえているところがあるのです。だけれども、全体としたら、絶対量としたら変わってない、ふえている。この辺受けている組合としたら、どういうふうに考えていらっしゃるのか。がんばっている人と、がんばっていない人があるのかってことです。

議 長（大野 聡） 加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） 基本的に各構成市町内のごみ減量につきましては、構成市町の方でいろいろ努力されているところでございます。西多摩衛生組合につきましては、燃やせるごみのみを扱っているもので、各構成市町から聞いたお話にはなっていますが、全体的量のごみとしては、そんなに今はもう変化はございません。どちらの構成市町におかれましても、もう有料化、また戸別収集等行ってきて、ごみ減量、そして分別が進んでおります。

それで、分別が進んで、可燃ごみが減ると、資源ごみがふえるというふうに行くと思うのですけれども、そうすると西多摩衛生組合のごみは減ってきて、その分が分別されて資源の方へいっているかなというふうな、当組合の方ではそういうふうな想像ができますけれども、全体的なところはそんなに変わっておりませんので、今落ち着いているということで、本当に微増微減の中を繰り返しているところですので、今は安定している状況ではないかなというふうに、当組合の方では判断しております。

議 長（大野 聡） 5番鴻井議員。

5 番（鴻井伸二） 多分、そんなに差がないという、今ご説明だったのですけれども、要するに、39ページの賦課金の支出のところの関係で、各人口割とかごみ搬入比較というのがあって、賦課金の支出の額が決まってくると思うのですけれども、結局、人口割でいくのが一番わかりやすいというような、一人当たりのごみを減らせば、その分、ごみが減ってくるわけですから、人口割というのは、一番わかりやすいと思うのですけれども。それとその39ページの下の方見ると、搬入割合というのがあって、これ返りがあるのですけど、この辺は、人口割と、それからごみ搬入割ってというのは返りがある、返りというか、ピッタリというか、その辺はもう誤差の範囲だというふうに考えて、これはあまり気にしないでもいいのだと、逆に言えば、そういうふうに考えていいのかどうか。それだけを。

議 長（大野 聡） 加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） 今、議員言われたとおり、そのとおりだと考えております。

議 長（大野 聡） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより認定第1号、平成24年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。
認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時28分 再開

議長(大野 聡) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第6号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木管理者。

管理者(並木 心) ただいま、議題となりました議案第6号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年6月公布の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律において、障害者自立支援法の一部が改正され、題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に変更されたことなどに伴い、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例において、条文整備の必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第6号、及び附属資料のとおりであります。介護補償の例外について規定しております第14条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改めるとともに、法律の引用条項の変更に伴い、条項番号を改めております。

付則では、改正法の施行期日に合わせ、法名の変更については、平成25年4月1日から適用し、引用条項の改正については、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長(大野 聡) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) よろしいですか。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第7号及び日程第6、議案第8号の2件につきましては、関連がございますので、一括

して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大野 聡) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第6、議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) それでは、ただいま一括議題となりました議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第7号、補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ7,653万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億6,746万8,000円に変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では、余熱利用施設等使用料を、上半期の実績に合わせ見直すとともに、前年度決算に基づく繰越金の確定額を計上しております。

また、今年度の主要事業であります自動燃焼制御装置改良工事に伴う財源措置として、国庫支出金に、既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を交付対象とした、循環型社会形成推進交付金、平成25年度内示額を計上したほか、組合債におきましても、基幹的設備改良工事事業債を計上させていただき、財源の確保に努めております。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、例年の補正予算第1号と比較いたしますと、大幅な減額が見込まれることとなり、当初予算との比較では、7億1,914万4,000円減の13億5,676万6,000円となっております。

歳出につきましては、人件費を精査したほか、じん芥処理費の委託料及び工事請負費におきまして、契約実績に基づく減額補正を、余熱利用施設事業費の需用費におきましては、来館者数の増員に伴う、光熱水費の増額補正を行っております。

次に、議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき組合市町分賦金の総額を7億1,914万4,000円減額いたしまして、13億5,676万6,000円に変更し、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第7号及び第8号の詳細につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長(大野 聡) 鈴木総務課長。

総務課長(鈴木啓治) それでは、議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開きください。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ7,653万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億6,746万8,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第2条は、補正後の地方債の金額は第2表地方債補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。最初に歳入でございますが、第1款分賦金は、7億1,914万4,000円減額いたしまして、13億5,676万6,000円と定めようとするものでございます。

第2款使用料及び手数料は、160万円増額いたしまして、5,567万1,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は、9,895万9,000円増額いたしまして、1億895万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は、23万1,000円増額いたしまして、425万円と定めようとするものでございます。

次の第5款国庫支出金につきましては、新規計上でございます。1億3,512万2,000円と定めようとするものでございます。

また、次の第6款組合債につきましても、新規計上でございます。4億670万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は、7,653万2,000円減額いたしまして、20億6,746万8,000円と定めようとするものでございます。

下にお移りいただきまして、次に、歳出でございます。第2款事務所費は、95万2,000円増額いたしまして、1億6,585万円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、8,331万5,000円減額いたしまして、16億4,572万5,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、583万1,000円増額いたしまして、1億5,334万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出の合計は7,653万2,000円減額いたしまして、20億6,746万8,000円と定めようとするものでございます。

次に、お隣の3ページをご覧いただきまして、第2表地方債補正でございます。

基幹的設備改良工事に関します起債でございます。限度額をそちらにあります4億670万円と定めようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法を本表のとおり予定いたしているところでございます。

恐れ入ります。次に1ページおめくりいただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

6ページにつきましては、総括表で出てございますけれども、7ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。第1款分賦金は、7億1,914万4,000円減額いたしまして、13億5,676万6,000円でございます。例年に比べ、大幅な減額補正としておりますが、これは、臨時議会のときにお話させていただいたと思うのですが、基幹的設備改良工事の財源として、これから説明いたします国庫補助金、組合債の活用が見込める状況となったことが主な要因でございます。なお、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

次に、第2款1項使用料は、160万円増額いたしまして、5,567万円でございます。こちらは、浴場施設

における利用者の増員に伴うものでございまして、毎年、施設のイベントとして回数券の割引販売を実施しているところでございますけれども、構成市町の広報等によって、利用者にとってこのイベントが広く周知されたことにより、回数券の売上げが増加したことが、この補正の主な要因と考えてございます。

第3款繰越金は、9,895万9,000円増額いたしまして、1億895万9,000円でございます。これは決算のときの説明にございましたが、平成24年度からの繰越金でございます。

次に、8ページをお開き願います。

第4款1項預金利子は、12万5,000円増額いたしまして、12万6,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

次の第4款2項1目弁償金は、10万6,000円増額いたしまして、10万7,000円でございます。これは、東日本大震災によって発生した福島第一及び第二原子力発電所の事故による損害賠償を東京電力株式会社へ請求したものでございます。

第5款国庫支出金は、新規計上の1億3,512万2,000円でございます。これは、環境センターの長寿命化計画に基づいた基幹的設備改良工事の施工に伴う、循環型社会形成推進交付金の内示額1億3,398万8,000円と、放射性物質汚染対処特措法により義務づけられました、放射性物質の測定費用に対する廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金113万4,000円を計上をしたものでございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

第6款組合債につきましても、新規計上で4億670万円でございます。これは、基幹的設備改良工事の財源として、財政融資資金の借入れに向けた事務を進めていたところでございますけれども、ようやく東京都の同意が得られる状況となったため、この財源を新規で計上いたしております。

以上、歳入の合計額は、補正額7,653万2,000円を減額いたしまして、20億6,746万8,000円でございます。

恐れ入ります。次に、10、11ページをお開き願います。

10ページからは、歳出の事項別明細書になりますが、人件費につきましては、各款にわたることから、初めに1節報酬から4節共済費までの人件費をまとめて説明させていただきます。

10ページをご覧いただき、第2款1項1目一般管理費では、95万2,000円の増額、11ページをご覧いただき、第3款1項1目じん芥処理費では、1,105万8,000円の減額、恐れ入ります。13ページをご覧いただきまして、第4款1項1目余熱利用施設事業費では、353万1,000円の増額としており、以上申し上げました3款にわたる人件費全体では、657万5,000円の減額補正になっております。

この要因につきましては、主に平成24年度の給与改定による減額分と、年度中途において嘱託員1名及び一般職職員1名が離職したことによる不用額を精査したことによるものです。

また、各款の人件費において、増額、減額の補正が生じている理由といたしまして、人員配置の異動に伴い、実際の人員配置に整合するように予算を組み替えたことによるものでございます。

なお、一般職職員の退職補充については、定年による退職補充に加え、来年度の採用枠を1名増員することで対処していきたいと考えてございます。

それでは、再び10ページにお戻りいただきたいと思っております。歳出でございます。

第2款1項1目一般管理費は、95万2,000円増額いたしまして、1億6,585万円でございます。内容といたしましては、先ほど説明いたしました人件費に係るものでございます。

次に、11ページをご覧願います。

第3款1項1目じん芥処理費は、8,331万5,000円減額いたしまして、16億4,572万5,000円ござい

ます。

内容でございますが、第7節賃金は、臨時職員賃金として新たに75万1,000円を計上しており、これは、先ほど説明いたしました嘱託員1名の離職に伴い、計量事務員として、臨時職員1名を新たに雇用したことによるものでございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第13節委託料778万円の減額は、契約差金によるものでございます。

続きまして、第15節工事請負費でございますが、こちらは第3者機関による設計額の精査及び契約差金で、6,522万8,000円の減額でございます。

次に、13ページをご覧ください。

第4款1項1目施設運営費は、583万1,000円増額いたしまして、1億5,334万7,000円でございます。内容でございますが、第11節需用費230万円の増額でございますが、内訳といたしましては、光熱水費で、燃料調整費の上昇による電気料及び浴場施設利用者の増員に伴い、上下水道料の増額補正を計上してございます。

以上、歳出の合計額は、補正額7,653万2,000円を減額いたしまして、20億6,746万8,000円でございます。

続きまして、関係資料のご説明をさせていただきます。14ページから16ページにかけましては、給与費明細書でございます。

次に、17ページをご覧ください。

地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書となっております。こちらの表で、一番右下の方を見ていただければと思うのですが、こちらの地方債の平成25年度末の現在高は一番右下にございます9億5,507万9,000円となる見込みでございます。

以上で、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、右上に議案第8号附属資料と表示されてございます、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金説明資料をご覧ください。

最初に、平成25年度補正予算(第1号)の分賦金の算出基礎について、ご説明いたします。分賦金の算出につきましては、人口及びごみ搬入の各組合市町における割合の変化と各予算項目の補正に基づき積算しておりまして、この結果から、平成24年度繰越金を差し引いたものが、補正後の分賦金となります。

それでは、まず人口からご説明いたします。表の中段をご覧ください。と思います。

中段の表、表2人口割合比較をご覧ください。

平成25年度補正予算における組合市町の人口は、平成25年10月1日現在の人口を採用させていただいておりまして、平成25年度当初予算の積算基準となる平成24年10月1日現在の人口に対しての増減を、一番右の比較の表に記載してございます。

それでは、構成団体ごとに申し上げます。青梅市の平成25年10月1日現在の人口は、13万8,130人で、負担割合は47.97%、当初との比較として、人口は607人の減少で、負担割合も0.03ポイントの減少でございます。

福生市は人口5万8,955人で、負担割合20.48%、当初との比較は、人口214人の減少で、負担割合は0.01ポイントの増加となっております。

続きまして、羽村市ですが、人口5万6,952人、負担割合19.78%、当初との比較ですが、人口で316人の減少で、負担割合も0.03ポイントの減少でございます。

最後に瑞穂町ですが、人口3万3,899人、負担割合11.77%、当初との比較は、人口で32人のこちらは増加でございます。負担割合も0.05ポイントの増加となっております。

続きまして、ごみ搬入割合についてご説明いたします。一番下段、表3ごみ搬入割合比較をご覧ください。こちらにつきましては、当初予算と変更はございません。

このような状況を踏まえまして、一番表の上に戻っていただきまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明いたします。補正後の予算額を記載いたしました、最上段中央部分にございますBの欄をご覧ください。

まず、青梅市ですが、6億5,365万3,000円の予算額となりまして、負担割合は48.18%、当初予算から3億4,845万8,000円の減額となります。同様に、福生市は2億6,311万3,000円で、負担割合19.39%、1億4,201万2,000円の減額となります。続きまして、羽村市は2億5,924万2,000円で、負担割合19.11%、1億3,567万8,000円の減額となります。瑞穂町は1億8,075万8,000円で、負担割合は13.32%、9,299万6,000円の減額となります。

以上、分賦金全体でございますけれども、13億5,676万6,000円となりまして、7億1,914万4,000円の減額でございます。

以上で、平成25年度の補正予算(第1号)、及び平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の説明とさせていただきます。

議長(大野 聡) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。3番森議員。

3番(森 亘) それでは、2点伺います。これは震災ガレキの件なのですが、国の方が後手後手になっていきますけれども、国の方では震災ガレキ処理促進ということで、その勘定、特別枠で予算を確か持ったと思うのですが、これは平成25年度の補正予算の中に、国に対して震災ガレキを引き受けた分の経費がかかっているのです、それに対して請求するとか、そういったことはできなかったのですか。国の方は確かこれは勘定枠を持っていたと思います。

それから、2点目なのですが、これ確認なのですが、小金井市のごみ処理の関係で、ずっと、これから受けるのか、受けないのかということについては、いろいろこれから説明受けながら判断していくものと思いますけれども、これについては、今まで経緯がわからなかったのですが、かかった経費については、市の方に予算を要求しているのかどうか。そうなってくると、今回ここに計上、もしそうだとするならば、出なかったのは、この補正予算組んだあとに、その小金井市の方からきたのか。要求がですね。その点について、ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

議長(大野 聡) 島田参事。

参事(島田善道) 1点目の震災ガレキの補助金関係ですが、これはいろいろ新聞紙上でご指摘あったことだと思いますけれども、もちろんその辺の適用があるかどうかは、東京都を通じて組合とも照会いたしました。残念ながら、そういう余裕はないというお答えでございました。

それから、小金井市の件は、このあと、全員協議会でいろいろご説明をさせていただきますが、この補正予算編成時にはですね、支援要請もきていませんし、そういう受託の決定もしていませんので、予算に反映しておりません。我々事務局としては、今年度もっている25年度、2,000トンでございますので、

費用的には、今は予算措置をしている費用の中で対応できるというふうに考えているところです。

以上です。

議 長(大野 聡) 3番森議員。

3番(森 亘) すみません。では、1点目だけ確認させてください。要するに、これ震災ガレキを受け入れたにもかかわらずだめだったというのは、何でだめだったのかという、要するに、もらえたところともらえなかったところとあるわけですが、なぜ該当しなかったのかについてだけ、説明をお願いします。

議 長(大野 聡) 島田参事。

参 事(島田善道) 何でだめだったかということは、簡単に東京都の言葉をそのままお伝え申し上げますと、平成25年度はもう財政的に余裕がないと、こういうお答えでございました。

議 長(大野 聡) ほかにございますか。11番町田議員。

11番(町田成司) すごく単純な、表を見させていただきまして、人口割合がございませけれども、福生市の場合、青梅市も含めて人口が減っているわけですが、負担割合が福生市の分が0.01ふえていると。何かこの計算方式がよく見えないのですけれども、どうして人口が減っているにもかかわらず、負担割合が0.01ふえてしまうのかということをご説明願えれば、ありがたいです。

議 長(大野 聡) 石川施設課長。

施設課長(石川良仁) それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、福生市におきましては、人口の比率で、人口は下がっておりますが、負担割合は0.01ポイント上がっております。一番右側の負担割合の増減を見ていただければ、ご理解いただけますが、青梅市は0.03ポイントの減、羽村市も0.03ポイントの減、減を足しますと0.06ポイントになります。この増減の取りあいでございますが、残念ながら、福生市は結果的に0.01ポイントの増となったものでございます。

議 長(大野 聡) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大野 聡) ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第7号、平成25年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第7・議案第9号、日程第8・議案第10号、及び日程第9・議案第11号の3件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、日程第8、議案第10号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、及び日程第9、議案第11号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についての3件を、一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） それでは、ただいま一括議題となりました議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、議案第10号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、及び議案第11号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についての3件につきまして、ご説明申し上げます。

本案3件は、主に阿伎留病院組合が、平成25年8月1日付けをもって、地方公営企業法第39条の2第1項に規定する企業団へ移行するとともに、団体名称を変更したことに伴い、各団体規約をそれぞれ変更する必要が生じたことから、地方自治法に基づき、議決依頼がまいったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第9号から第11号、及び附属資料のとおりですが、まず、議案第9号、東京都市町村公平委員会規約の変更については、企業団への移行により、阿伎留病院組合が地方公務員法第5条の公平委員会設置義務規定の適用除外となることから、公平委員会を共同設置する団体から阿伎留病院組合を削除する旨の改正をしております。

この規約変更は、都知事への届出の日から施行し、平成25年8月1日から適用することとしております。

次に、議案第10号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更内容ですが、地方自治法の一部改正により、一部事務組合を組織する地方公共団体が「構成団体」と定義されたことから、本則中「組織団体」を「構成団体」に改めるほか、団体名称の変更に伴い、「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改めております。

また、多摩六都科学館組合から、新たに加入要請を受けたことから、多摩六都科学館組合を公務災害補償等組合の構成団体とする旨の改正を行っております。

この規約変更は、多摩六都科学館組合の加入時期にあわせ、平成26年4月1日から施行しようとするものでありますが、阿伎留病院組合の名称変更につきましては、平成25年8月1日から適用しようとするものであります。

次に、議案第11号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更内容ですが、特別負担金にかかる規定を整理するほか、議案第10号と同様に、本則中「組織団体」を「構成団体」に改め、「阿伎留病院企業団」への名称変更を行っております。

この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものですが、阿伎留病院組合の名称変更については、平成25年8月1日から適用するものとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） 以上で質疑を終わります。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第 9 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 10、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第 100 条第 13 項及び議会会議規則第 55 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 25 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 5 分 閉会